

令和7年2月27日

受注者 各位

福岡市長 高島 宗一郎

令和7年3月から適用する「設計業務委託等技術者単価」及び 「公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

福岡市においては、国土交通省が令和7年3月から適用する「設計業務委託等技術者単価」及び「公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置をふまえ、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、お知らせします。

また、当該特例措置により業務委託料を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している委託契約の金額の見直しや、設計業務等技術者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

令和7年3月から適用する「設計業務委託等技術者単価」及び「公共工事設計労務単価」（以下「新技術者単価等」という。）の決定に伴い、本措置の適用対象となる契約の受注者は、設計業務委託契約書第59条（他の契約にあっては、契約書約款に定めなき事項について、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める旨の条項）の規定により、令和6年3月適用の設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価（以下「旧技術者単価等」という。）に基づく契約を新技術者単価等に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求できる。

2 対象となる契約

令和7年3月1日以降に契約を締結したもの、または締結を行うもののうち、旧技術者単価等を適用して予定価格を積算している下記の契約

- ・設計業務委託契約書にて契約締結したもの
- ・測量・地質調査業務委託契約書にて契約締結したもの
- ・上記以外のほか、旧技術者単価等を用いて積算し契約締結した契約書によるもの

3 業務委託料の算出方法

変更後の業務委託料については、次の方法により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k \times \text{消費税及び地方消費税率}$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新：新技術者単価等及び当初契約時点における市の設計単価により積算された設計金額（税抜）

k：当初契約の落札率

4 契約変更の請求

受注者は、契約書に基づき書面にて協議を行う。

なお、今回の特例措置に係る業務委託料の変更請求については、速やかに発注課と協議をお願いいたします。

